

令和5年第8回 総務文教委員会会議録

令和5年12月20日

第2委員会室

開 会： 午後1時55分

委員 長 服部 紀史

副委員 長 山内 敏敬

2番委員 伊藤 勝彦、3番委員 平林 多津子、4番委員 柘植 孝彦、5番委員 安藤 直実

委員長 ; それでは本会議終了後、御苦労様でございます。

ただいまから令和5年第8回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、先ほどの本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は、別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは早速ですが、議題に入ります。議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願ひいたします。

委員長 ; 初めに、「議第98号 恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

はい、3番委員。

3番委員 ; はい。お願いします。議第98号の恵那市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について、反対意見を述べさせていただきたいと思ひます。

一般職の給与改善については、後の議第100号にあるように、特に初任給が大幅に

改善されることはとても大切なことだと思っています。

しかし、人事院勧告に基づいて出された今回の条例改正であります、あえて私は反対させていただきます。

物価高騰の中で、本当に苦しんでいる方々が見えます。例えば非正規の方、派遣労働の方々です。実際に近隣の市では、派遣切りに遭われた方が、所持金なし、住むところも追い出され、議員のところに相談にこられたというお話をお聞きしました。幸い議員の援助で宿泊ホテルを取り、翌日、別の派遣会社の雇用が決まったとのことです。

このような状況がある中、一般職と同じように特別職の給与改善は、広く市民の理解を得られないと考えて反対させていただきます。

以上、反対理由です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

「議第98号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; ありがとうございます。挙手多数であります。よって「議第98号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第99号 恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありますか。

はい、3番委員。

3番委員 ; はい、お願いします。議第99号の恵那市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対意見を述べさせていただきます。

議員報酬を上げることは、若者が家族の生活を支えながら、議員となっていたくためには大切なことだと考えます。

しかしながら、現状では、特別職職員の給与に関する条例と同様に、広く市民の理解を得られないと考えて反対させていただきます。

お願いいたします。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

「議第99号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; ありがとうございます。挙手多数であります。よって「議第99号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第100号 恵那市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありますか。

5番委員。

5番委員 ; はい。会計年度任用職員さんのことでちょっとお尋ねします。

行政のほうもですね、大切な職員さんという位置づけをされていらっしゃると思います。今回、給料のほうの引上げについて、少し事例を挙げてですね、教えていただきたいと思います。様々な職種があったと思うので、少し、専門職について幾つか事例を挙げて、これぐらい上がった、上がるっていうことをお聞きしたいです。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; はい。会計年度任用職員につきましては、一般行政職の給料表に準じているため、今回改定をしております。ただこちらの報酬額については、条例ではなく規則で定めていますので、会計年度任用職員の単価の改正については、今回の議会にお諮りをしておりません。

今、お尋ねの職種について幾つか御説明いたします。一般事務職員というところにつきましては、人事院勧告改定前の時間給の単価でいうと914円。人事院勧告後の単価で985円ということで、71円の増となっております。これを月額に直しますと、人事院勧告前が、14万8,548円が人事院勧告後、16万161円。月額として、1万1,613円増となっております。

そのほか、多くの方がみえる方ですと、学習支援員。この方は、人事院勧告前時間給でいうと、1,172円から1,230円で58円の増。月額で言いますと、19万548円から19万9,935円。9,387円の増となっております。

またもう一つ申し上げますと、保育教諭のこども園でいいますと、時給単価が1,182

円から 1,238 円、56 円の増。月額に直しますと、19 万 2,096 円から 20 万 1,290 円、9,194 円の増となっております。以上です。

委員長 ; 5 番委員。

5 番委員 ; はい。今、給料のほうを教えてくださいましたが、期末手当と勤勉手当。これについて、今回の改正ではどのようになっているのか教えてください。

委員長 ; 総務課長。

総務課長 ; はい。今回、期末手当については、改定をしておりません。

勤勉手当につきましては、令和 5 年度に入り、地方自治法の一部を改正する法律により、令和 6 年 4 月から会計年度任用職員にも、勤勉手当を支給することができるようになりました。

今現在、県内他市の状況を見ながら、来年度に支給できるよう準備を進めておるところです。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 100 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 100 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 101 号 恵那市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 101 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第101号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第102号 令和5年度恵那市一般会計補正予算(第7号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

3番委員。

3番委員 ; はい、お願いします。予算概要の5ページ、中学校統合準備経費についてお尋ねいたします。

これは過疎対策事業債6,760万円を使っての予算計上となっています。過疎対策事業債は充当率が100%で、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入され、戻ってくるという有利なものようです。

そこでお聞きしますが、今回の予算に過疎対策事業債を使う理由となったのはなぜでしょうかということ。

それから、これは過疎地指定となった山岡町に統合予定だから使える事業債なのか。それとも例えば岩村町に増築予定なら使えない事業債でしょうか。お尋ねいたします。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; 今回の中学校校舎の増改築設計を行う財源として、過疎対策事業債を使う理由というのは、校舎の質問とも重なるところがありますが、山岡町地区に建設することで、有利な起債、過疎対策事業債を充当させていただいております。この過疎対策事業債につきましては、当初は上矢作町、串原地区がありましたけど、その後、山岡町、明智町地区が追加されたことによって、山岡町は該当しますが、岩村町に建設の場合、こちらは該当いたしません。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、3番委員。

3番委員 ; ということは、これ目的である過疎地域の自立支援に役立つということで申請して認められたのでしょうかということですか。それから、全員協議会でもお聞きしたのですが、今後予想される道路整備、ここでは出ておりませんが、そういうものでも、これを使う予定はあるのかということをお聞きしたいと思います。お願いします。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; はい、そのとおりでございます。

過疎対策事業債の充当は該当する地区の事業に対して行っていくますので、道路整備等も可能であれば、利用していこうと考えております。以上です。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 過疎地域の自立支援に役立つということで、内容を書かれて、それは認められたものでしょうか。

委員長 ; 財務課長。

財務課長 ; はい、そのとおりです。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

3 番委員。

3 番委員 ; 本日の一般質問でも述べさせていただきましたが、私はこの中学校統合準備経費に反対の意見を述べさせていただきます。

今回の 1 校統合、令和 8 年開校は、地域住民の合意の中で決定されたものではなく、今回の予算計上は時期尚早と考えて反対いたします。

また先ほど、過疎地域の自立促進に役立つという意味で過疎対策事業債を使われるということでしたけども、地域住民は地域の寂れを本当に懸念しています。

そうではなくて地域の存続、維持存続のために大事だということが十分示されていないということから、反対いたします。

また合わせて、先ほど議第 98 号、議第 99 号に反対いたしましたので、所管部分の補正予算について反対いたします。よろしくをお願いします。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ほかにありませんので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

「議第 102 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第 102 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれもちまして、令和5年第8回総務文教委員会を閉会いたします。
どうもお疲れさまでした。

午後2時10分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 服部紀史